

# ODRG・クロスボーダー適用の論点に係る報告書（2014年9月）（概要）

## I. クロスボーダー問題に対するアプローチの策定に向けて取り組んでいる分野

### 1. 支店及び保証付法人の取扱い

- 支店及び保証付法人の取扱いについては、特に、保証付法人に係る清算集中義務及び取引執行義務を中心に、引き続き潜在的な合意事項を模索中。
- 保証付法人に対して、どのように代替的コンプライアンス措置及び同等性の適用がなされるか引き続き検討中。また、保証付法人に対するアプローチが、支店に対しても適用されうるか検討予定。

### 2. 電子取引基盤及び取引執行義務の実施

- 外国の電子取引基盤に対する不必要な負担や意図せぬ結果を避けるために、(a)承認、(b)登録・代替的コンプライアンス措置、(c)登録カテゴリ・適用除外等の様々なアプローチが検討されるべきことについて合意。また、規制実施前の規制の詳細の明確化について合意。更に、外国業者に対する適切な暫定期間・措置の設置について合意。
- 取引執行義務の実施の時期は、ODRGメンバー間で異なることから、各国の取引執行義務の対象商品の決定に当たり、決定プロセスに則り可能な限り、当局間の事前通知の枠組みの構築について議論することについて合意。また、取引執行義務の実施時期の調整を含め、不必要な負担や意図せぬ結果を避けるために、どのようにバイ又はマルチの場を通じた調整を行なうか議論することについて合意。

## II. これまでのODRGにおける合意事項を実施中の分野

### 1. 同等性及び代替的コンプライアンス措置

- 別添形式で、豪ASIC（TR報告の同等性評価に係るガイダンス公表等）、EU（清算集中義務に関する日本・豪州・香港・インド・星への同等性評価の審理等）、加OSC（TR報告に関するCFTCルールへの同等性付与等）、SEC（「米国人」の定義を含めたクロスボーダー取引に対する規制の適用に係るガイダンスの最終化等）について記載。

### 2. 清算集中義務の決定プロセス

- 合意された事前通知の枠組みに則り、清算集中義務に係る規制案等の共有を実施。

### 3. 非清算集中デリバティブ取引に係るリスク低減措置（マージン規制）

- BCBS/IOSCO内に設置されたモニタリンググループと連携。

### 4. 取引情報蓄積機関（TR）が保有するデータへの当局アクセス

- TRへの報告及びTRが保有するデータへの当局のアクセスにかかる課題（マスキングが取引報告義務の履行の妨げになることを含む）について議論。

## III. 今後のスケジュール

- 2014年11月G20サミットに、支店及び保証付法人の取扱い、電子取引基盤及び取引執行義務の実施に関する解決策、またその他の論点については進捗状況を報告予定。